|  |  |
| --- | --- |
| 高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱第１条～第４条　「略」第５条　「略」　(1)合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策実施要綱、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業実施要領、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱、林業成長産業化総合対策実施要綱、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領、高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱、高知県木材安定供給推進事業実施要領等補助金に係る法令、規則、交付要綱、実施要領等の規定を遵守すること。(2)～(10)　「略」(11) 市町村以外の者が補助事業者である場合は、補助金等交付申請書の提出に当たり、別紙４による「誓約書」を添えなければならない。第６条～第12条　「略」第13条　補助事業者は、やむを得ない理由により工期の延期が必要となった場合は、速やかに別記第９号様式による工期延期承認申請届１部を知事に提出しなければならない。第14条～第16条　「略」 附則　「略」附則　「略」附則　「略」附則　「略」附則　「略」附則　この要綱は、令和２年３月25日から施行する。 | 高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱第１条～第４条　「略」第５条　「略」　(1)合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策交付金等交付要綱、合板・製材・集成材国際競争力強化対策実施要綱、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業実施要領、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱、林業成長産業化総合対策実施要綱、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領、高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱、高知県木材安定供給推進事業費補助金実施要領等補助金に係る法令、規則、交付要綱、実施要領等の規定を遵守すること。(2)～(10)　「略」(11) 「新設」第６条～第12条　「略」第13条　補助事業者は、やむを得ない理由により工期の延期が必要となった場合は、速やかに別記第９号様式による工期延期承認申請書正副２部提出し、知事の承認を受けなければならない。第14条～第16条　「略」 附則　「略」附則　「略」附則　「略」附則　「略」附則　「略」附則　「新設」 |